

事後評価シート

主管課・室長：水環境管理課長

地下水・地盤環境室長

施策名	- 3 - (2) 水利用の各段階における負荷の低減																																																																
施策の概要	水利用の各段階において発生する水環境への負荷の低減を図るため、負荷の発生形態に応じて、工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水・底質の浄化対策等を推進する。																																																																
目標及び指標 (参考指標)	<p>各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する</p> <p><参考> 一律排水基準(健康項目)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">許 容 限 度</th> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">許 容 限 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.1 mg / l以下</td> <td>ジ・1,2・ジ・クロロエチレン</td> <td>0.4 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>1 mg / l以下</td> <td>1,1,1・トリクロロエタン</td> <td>3 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物(ハ・ジ・テ・ヘ・ヘキサ・オクタ・デカ・ドデカ・及びEPNに限る。)</td> <td>1 mg / l以下</td> <td>1,1,2・トリクロロエタン</td> <td>0.06 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.1 mg / l以下</td> <td>1,3・ジ・クロロプロパン</td> <td>0.02 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム及びその化合物</td> <td>0.5 mg / l以下</td> <td>チウラム</td> <td>0.06 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>0.1 mg / l以下</td> <td>シマジン</td> <td>0.03 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>水銀及び有機水銀その他の水銀化合物</td> <td>0.005mg / l以下</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>0.02 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>検出されないこと</td> <td>ベンゼン</td> <td>0.1 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>0.003mg / l以下</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>0.1 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.3 mg / l以下</td> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>海域以外 10mg / l以下 海域 230mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.1 mg / l以下</td> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>海域以外 8mg / l以下 海域 15mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>ジ・クロロメタン</td> <td>0.2 mg / l以下</td> <td>アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>100 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.02 mg / l以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2・ジ・クロロエタン</td> <td>0.04 mg / l以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1・ジ・クロロエチレン</td> <td>0.2 mg / l以下</td> <td>ダイオキシン類</td> <td>10pg - TEQ / l以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共用水域の主要な汚濁源の一つである生活排水について、生活排水重点地域制度を活用した対策の推進や、生活排水の流入により汚濁した水路について浄化施設整備の補助を行うなど、必要な対策を進める。</p> <p>非特定汚染源から水域に流入する汚濁負荷量の把握などの調査研究を行うとともに、対策技術の開発と普及を推進する。</p> <p>有害物質やその発生源の特性、地域の実情等に応じた地下水の浄化手法、汚染防止対策手法等の開発・普及を推進する。</p> <p>有害物質に汚染された海域などの底質除去に対して、必要な情報の提供を行う。</p>	項 目	許 容 限 度	項 目	許 容 限 度	カドミウム及びその化合物	0.1 mg / l以下	ジ・1,2・ジ・クロロエチレン	0.4 mg / l以下	シアン化合物	1 mg / l以下	1,1,1・トリクロロエタン	3 mg / l以下	有機燐化合物(ハ・ジ・テ・ヘ・ヘキサ・オクタ・デカ・ドデカ・及びEPNに限る。)	1 mg / l以下	1,1,2・トリクロロエタン	0.06 mg / l以下	鉛及びその化合物	0.1 mg / l以下	1,3・ジ・クロロプロパン	0.02 mg / l以下	六価クロム及びその化合物	0.5 mg / l以下	チウラム	0.06 mg / l以下	砒素及びその化合物	0.1 mg / l以下	シマジン	0.03 mg / l以下	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	0.005mg / l以下	チオベンカルブ	0.02 mg / l以下	アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg / l以下	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg / l以下	セレン及びその化合物	0.1 mg / l以下	トリクロロエチレン	0.3 mg / l以下	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg / l以下 海域 230mg / l以下	テトラクロロエチレン	0.1 mg / l以下	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg / l以下 海域 15mg / l以下	ジ・クロロメタン	0.2 mg / l以下	アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100 mg / l以下	四塩化炭素	0.02 mg / l以下			1,2・ジ・クロロエタン	0.04 mg / l以下			1,1・ジ・クロロエチレン	0.2 mg / l以下	ダイオキシン類	10pg - TEQ / l以下
項 目	許 容 限 度	項 目	許 容 限 度																																																														
カドミウム及びその化合物	0.1 mg / l以下	ジ・1,2・ジ・クロロエチレン	0.4 mg / l以下																																																														
シアン化合物	1 mg / l以下	1,1,1・トリクロロエタン	3 mg / l以下																																																														
有機燐化合物(ハ・ジ・テ・ヘ・ヘキサ・オクタ・デカ・ドデカ・及びEPNに限る。)	1 mg / l以下	1,1,2・トリクロロエタン	0.06 mg / l以下																																																														
鉛及びその化合物	0.1 mg / l以下	1,3・ジ・クロロプロパン	0.02 mg / l以下																																																														
六価クロム及びその化合物	0.5 mg / l以下	チウラム	0.06 mg / l以下																																																														
砒素及びその化合物	0.1 mg / l以下	シマジン	0.03 mg / l以下																																																														
水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	0.005mg / l以下	チオベンカルブ	0.02 mg / l以下																																																														
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg / l以下																																																														
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg / l以下	セレン及びその化合物	0.1 mg / l以下																																																														
トリクロロエチレン	0.3 mg / l以下	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg / l以下 海域 230mg / l以下																																																														
テトラクロロエチレン	0.1 mg / l以下	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg / l以下 海域 15mg / l以下																																																														
ジ・クロロメタン	0.2 mg / l以下	アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100 mg / l以下																																																														
四塩化炭素	0.02 mg / l以下																																																																
1,2・ジ・クロロエタン	0.04 mg / l以下																																																																
1,1・ジ・クロロエチレン	0.2 mg / l以下	ダイオキシン類	10pg - TEQ / l以下																																																														

<p>目 標 の 達成状況</p>	<p>工場・事業場からの排水規制について 排水規制は適切に実施されている。</p> <p>「水質汚濁防止法等の施行状況（抜粋）」</p> <table border="0"> <tr> <td>特定事業場の数</td> <td>293,783</td> </tr> <tr> <td>行政指導(公共用水域)</td> <td>8,748</td> </tr> <tr> <td>改善命令</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>使用・排出の一時停止命令</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>排水基準違反</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>生活排水対策について 平成13年度末現在、生活排水対策重点地域に指定された地域 42都府県201地域473市町村 平成13年度末に実施した生活排水汚濁水路浄化施設整備事業 3事業</p> <p>非特定汚染源対策について 初期降雨による都市排水及び森林管理の適正化等に対する非特定汚染源対策の手法の調査・検討を行った。また、モデル湖沼において非特定汚染源対策に係る計画の策定を行った。</p> <p>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による水質汚染は、その汚染状況や地域の特性等に合わせた有効な対策を実施することが必要であることから、都道府県等が調査・対策を進める場合に参考となるよう「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」を作成した。</p> <p>地下水汚染対策について 平成13年度は、簡易・経済的な浄化技術3件の現場実証試験を実施し、技術の評価を行った。また、簡易的な地下水汚染調査手法を取りまとめた。</p> <p>硝酸性窒素による地下水汚染が見られる5地域において、浄化技術の実証試験や窒素負荷低減対策等を行った。</p> <p>ダイオキシン類による地下水汚染のメカニズムに関する知見を集積するために、文献調査やモデル実験等を実施した。</p> <p>底質汚染対策について 【水銀による底質汚染】 除去等の対策を講じる必要があった42水域について、対策を終了(平成2年7月)している。</p> <p>【PCBによる底質汚染】 除去等の対策を講じる必要がある79水域について、77水域(平成14年3月末現在)において対策を終了している。</p>	特定事業場の数	293,783	行政指導(公共用水域)	8,748	改善命令	43	使用・排出の一時停止命令	4	排水基準違反	5
特定事業場の数	293,783										
行政指導(公共用水域)	8,748										
改善命令	43										
使用・排出の一時停止命令	4										
排水基準違反	5										
<p>評 価</p>	<p>工場等を対象として実施している排水規制により、環境基準健康項目についてはほぼ全国で基準を達成しており、十分な効果が現れている。しかし、原因物質の多様化、未規制発生源などの問題が発生しており、より一層の施策の充実が必要である。</p> <p>生活排水対策については、有機汚濁の環境基準達成率の改善が伸び悩んでおり、達成状況としては不十分である。より積極的な対策の確立と実行が必要である。</p> <p>非特定汚染源対策については、今後も知見の集積に努めるとともに、モ</p>										

	<p>デル湖沼での調査の成果を活用するため、より効果的な施策を検討していく必要がある。</p> <p>地下水汚染事例のうち浄化対策の実施率は、汚染原因者が判明している事例の約4割であり十分とはいえない。今後も安価で効果的な浄化技術の開発を進めるとともに、その普及に努め、浄化対策を推進する必要がある。</p> <p>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が顕在化しており、地域における関係機関等の連携を深め、発生源や地域の実情に応じた効果的な対策を推進する必要がある。</p> <p>底質汚染については、水銀とPCBについて取組が進んでいる。ダイオキシン類については基準の設定等を早急に進める必要がある。</p>
<p>今 後 の 課 題</p>	<p>工場・事業場からの排水規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象物質の検討 ・未規制発生源対策 <p>生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理施設の整備の推進 ・生活排水対策のより有効な知見の共有化・普及啓発 <p>非特定汚染源対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚濁負荷量の把握などの調査研究の推進 ・対策手法の開発と普及及び適切な施策の在り方の検討 <p>地下水汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素等による汚染対策 ・簡易・経済的な浄化技術の開発と普及 <p>底質汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類に係る基準設定等の検討
<p>政策効果 把握の 手法及び 関連資料</p>	<p>平成12年度公共用水域水質測定結果 平成12年度地下水質測定結果について 地下水汚染事例に関する調査について 平成12年度水質汚濁防止法等施行状況調査</p>
<p>添付資料 (別紙)</p>	<p>「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定施設（水質基準対象施設）の追加等」に対する意見の募集について</p>

事務事業評価シート

施策名	- 3 - (2) 水利用の各段階における負荷の低減	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．負荷低減対策	<p>水質汚濁防止法に基づく排水規制についてはその効果は十分であるが、原因物質が多様化しており、その対処は十分とはいえない。そのため、今後も柔軟性、効率性の向上等を備えた施策を推進する必要がある。</p> <p>生活排水については、施設整備や普及啓発により、汚水処理率や国民の生活排水対策への意識は向上したものの、生活排水に起因する有機汚濁の状況は横這いの状態であるため、より有効かつ効果的な施策を開発する必要がある。</p>	<p>水質汚濁物質排出実態等総合調査 36百万円</p> <p>排水規制拡充検討調査 24百万円</p> <p>水質汚濁施策高度化検討調査 32百万円</p> <p>生活排水対策推進手法検討調査 13百万円</p> <p>生活排水負荷低減設備導入推進事業 50百万円</p> <p>生活排水汚濁水路浄化施設整備事業費補助 152百万円</p> <p>水質汚濁防止法経費 12百万円</p> <p>公害防止用設備の特別償却等 (所得税・法人税) 汚水処理用設備に係る課税標準の特例措置等 (固定資産税等)</p>
イ．地下水汚染対策	<p>地下水の調査方法・浄化手法の開発・普及や地域における負荷低減対策等を行うことで、地下水汚染対策の推進を図ることができる。</p> <p>地下水汚染事例のうち浄化対策の実施率は、汚染原因者が判明している事例の約4割であり十分とはいえない。今後も安価で効果的な浄化技術の開発を進めるとともに、その普及に努め、浄化対策を推進する必要がある。</p>	<p>地下水汚染対策調査 41百万円</p> <p>ダイオキシン類地下水汚染原因 究明手法設定調査 19百万円</p> <p>硝酸性窒素総合対策推進事業 44百万円</p>

	<p>また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が顕在化しており、地域における関係機関等の連携を深め、発生源や地域の実情に応じた効果的な対策を推進する必要がある。</p>	
ウ．底質汚染対策	<p>ダイオキシン類汚染底質を除去・処理する際の対策水域の環境監視手法と周辺水域等への影響を極力抑えるための施工方法等の適用性に関する実証調査等を行い、今後策定予定である対策指針のための基礎データを得ることができた。</p> <p>ダイオキシン類に係る底質環境基準については、検討を進めている。</p>	<p>ダイオキシン類汚染底質処理に係る実証調査</p> <p>50百万円</p>